

# 令和5年度 省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業 公募要領

茨城県農林水産部農業技術課

## 1 目的

担い手の減少や高齢化等によって、今後、労働力の確保が益々困難になることが予測される中、持続性の高い作業体系への構造転換に向けて、農作業の省力化や環境負荷低減に必要となる生分解性マルチの導入支援を希望する事業実施主体を募集する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業実施主体（応募者の要件）

茨城県内に所在する次のいずれかに該当する者（以下「認定農業者等」という。）であって、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者。

ア 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者

ウ 農業経営基盤促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を到達した農業経営体

エ 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から農用地利用規定の認定を受けた農事組合法人その他の団体

### (2) 事業内容

事業内容は下表のとおり。ただし、令和6年3月29日までに納品を完了すること。  
なお、令和5年12月22日以降に発注したものを補助対象とする。

| 事業の種類      | 事業内容                                    | 補助単価     |
|------------|---|----------|
| 生分解性マルチの導入 | 省力化と環境に配慮した持続的な生産体制の構築のために必要な生分解性マルチの導入 | 1mあたり15円 |

## 3 応募手続

### (1) 応募書類提出先

応募者は、事業実施計画書（別紙様式第1号及び別紙様式第1号別添）を作成し、作成した事業実施計画書及び添付資料を省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業補助金申請受付センター（以下「申請受付センター」という。）に郵送又は電子申請システムにより提出する。

ア 提出先名称

省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業補助金 申請受付センター

イ 連絡先

〒310-0026

茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル1階

電話 029-224-6332

ウ 申請受付センターURL

[https://va.apollon.nta.co.jp/r5\\_shoryoku-green\\_ibaraki/](https://va.apollon.nta.co.jp/r5_shoryoku-green_ibaraki/)

本ホームページから事業の申請様式等のダウンロードや  
電子申請が可能。

(右のQRコードからも申請受付センターのホームページ  
にアクセス可能)



(2) 公募期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月26日(月)(消印有効)

(3) 提出部数

郵送による提出部数は1部とする。なお、応募者は、県が審査の過程で必要に応じ連絡することから、郵送で提出した書類のコピー又は電子申請システムの申請内容を必ず保管しておくこと。

4 審査・採択決定

- (1) 知事は、提出された事業実施計画書等の審査を行い、事業の採択を決定し、採択結果(採択/不採択)については、文書等で通知する。なお、審査の経過等についての問い合わせには応じない。
- (2) 採択は、補助金の交付を保証するものではないため、原則として補助対象資材の購入など事業の着手については、知事による補助金交付決定の後に行うこと。

5 実績報告・補助金額の確定

- (1) 事業完了後30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに、申請受付センターを通じて知事に実績報告書を提出すること。
- (2) 知事は、(1)で提出された実績報告書の内容について、事業実施計画書との整合や補助対象経費を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づき応募者の指定口座へ補助金を支払う。

6 留意事項

- (1) 事業の詳細については、本事業実施要領及び補助金交付要項を参照すること。
- (2) 本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県から重複して助成を受けることはできない。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取り消し、又は補助金の返還を求めることがある。